

特養あずみの里 業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会ニュース

連絡先 〒390-0803 長野県松本市元町 2-9-11 長野県民医連気付

2020年4月1日 No.26

TEL 0263-36-1390 FAX 0263-33-1229 mail: n-mr@n-mr.com



判決期日は ~~4月23日(木)~~ 15:00

東京高裁は2020年1月30日第1回公判において、「Kさんが病死であったこと」を証明する医師の証人申請と鑑定意見書の証拠採用を

東京高裁法廷

認めず、次回は判決として審議を終了しました。その後4月23日(木)に第2回公判が決まり、判決の言い渡しが予定されています。

この裁判は「事件」ですらなかった可能性が大きいのです。法廷で専門家による検証をしないことは真実から目を背けることであり、山口さんの裁判を受ける権利すら否定することです。裁判所に理解してもらうために、世論をさらに大きくしていただくようお願いいたします。

4月23日予定

※新型コロナ感染対応の状況により、本日の行動を予定

13:00 東京高裁法廷 表決・選

14:00 東京高裁法廷 傍聴券の抽選

15:00 東京高裁法廷 公判(新型コロナ対応で傍聴席が大幅に制限される可能性あり)

15:00~ 開廷 (30分から1時間程度の予想)

16:00~17:30 記者会見 参議院議員会館 講堂

山口さんに過失はありません 無罪判決のために みなさんにお願いで

★東京高裁署名は直前まで取り組みます

地域で、職場でさらに広げてください。お手元にある署名は4月17日までに下記宛にお送りください。

〒390-0803 長野県松本市元町 2-9-11 民医連会館 2階
長野県民医連気付「勝ち取る会」宛
電話(代表) 0263-36-1390

★ネット署名開始しました

どなたでも簡単にできます。ご協力をお願いします。4/22までの取り組みです。

<https://www.change.org/p/東京高等裁判所-真実に目を向けた公正な裁判を-特養あずみの里業務上過失致死事件裁判>



change.org キャンペーン開始! マイページ キャンペーン一覧 会員プログラム ログイン

特養あずみの里刑事裁判で、死因が脳梗塞であるという医学的証拠に目を向けて、無罪判決を出してください。

256人が賛同しました。もう少しで500人に到達します!

この裁判には、介護の未来がかかっている。

賛同者: 特養あずみの里業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会 事務局 代表: 東京高裁 裁判所 入居一之裁判官

介護施設で起きた予期できない高齢者の急変事案で、准看護師が業務上過失致死罪に問われた刑事裁判が2014年から続いています。死因は当初疑われた窒息ではなく脳梗塞という明らかな証拠があるにも関わらず、裁判所は法廷での専門家による検証を避けています。事実を明らかにするために公正な裁判と無罪を求めるネット署名にご協力ください。

○署名期間2020年4月22日まで

ご協力いただいている取り組みの到達

東京高裁署名「控訴審で公正な裁判と無罪を求める要請書」 **27万1,517** 筆

緊急抗議 F A X 「公判を再開し、真実に目を向けた裁判を求めます」 **3,857** 通

☆裁判支援サイト ニュース・学習資料・署名用紙なども掲載

<http://www.mintyo.or.jp/min-iren/trial/>



あずみ裁判支援

検索